

# 映画の著作物の権利関係

---

著作権法

弁護士 尾関孝彰

2026年4月27日

# 映画の著作物の著作者

## 16条

「映画の著作物の著作者は、その映画の著作物において翻案され、又は複製された小説、脚本、音楽その他の著作物の著作者を除き、制作、監督、演出、撮影、美術等を担当してその映画の著作物の全体的形成に創作的に寄与した者とする。ただし、前条の規定の適用がある場合は、この限りでない。」

- 16条は、映画の著作者の認定について特別の定めをしている。本来、映画は、多数の製作スタッフによる共同著作物となるはずである。しかしながら、16条は、「映画の著作物の全体的形成に創作的に寄与した者」が映画の著作者になると規定し、映画が多数人の共同著作物になることを回避している。
- 映画製作全体に関与し、創作性の高い部分を担当した者（通常は、監督又はプロデューサー）が、「映画の著作物の全体的形成に創作的に寄与した者」と言える。
- 映画創作活動について職務発明規定が適用される場合は、この者の使用者が著作者となる。この場合、16条（著作者の定め）、29条（著作権者の定め）は適用されない。例えば、映画製作会社が、そのスタッフに映画を製作させ、その名義で公表する場合には、16条・29条ではなく、15条1項が適用される。

# 映画の著作物の著作者

- 映画に組み込まれた、映画製作とは独立して作成された小説、脚本、音楽（soundtrack）等の素材の著作物には、それぞれの著作者がいる。映画は、素材の著作物を原作とする二次的著作物、又は素材の著作物との結合著作物となる。
- 二次的著作物になる場合（例えば、小説等の原作、あるいは脚本を翻案して映画が製作された場合）、原著作者は、28条により映画の著作権者と同一の権利（26条1項の頒布権を含む）を有する。  
※ 映画の著作物についての「頒布」： 公衆への譲渡若しくは貸与、又は公衆に提示する目的での譲渡若しくは貸与（2条1項19号）
- 結合著作物になる場合（例えば、映画製作とは独立して作成された他の著作物（構成著作物）が映画に取り込まれており、**映画を構成著作物から分離して利用するのが可能な場合**）、互いに独立した構成著作物と映画（構成著作物を取り除いた映画）とが結合していると評価される。
- 結合著作物になる場合、構成著作物の著作権者は26条2項により頒布権を有する。
- 通常、映画製作とは独立して作成された構成著作物と映画（構成著作物を取り除いた映画）はそれぞれ分離利用可能であるため、構成著作物と映画は共同著作物ではない。
- いずれにせよ、映画を利用するためには、映画の著作権者の許諾に加えて、原作・構成著作物の著作権者の許諾が必要になる。

26条1項： 「著作者は、その映画の著作物をその複製物により頒布する権利を専有する。」

26条2項： 「著作者は、映画の著作物において複製されているその著作物を当該映画の著作物の複製物により頒布する権利を専有する。」

# 映画の著作物の著作権者

## 29条1項

「映画の著作物（第十五条第一項、次項又は第三項の規定の適用を受けるものを除く。）の著作権は、その著作者が映画製作者に対し当該映画の著作物の製作に参加することを約束しているときは、当該映画製作者に帰属する。」

### ● 29条1項の趣旨：

- ✓ 映画製作者が巨額の製作費の責任主体となること
  - ✓ 映画製作に関与する多数の者各人が著作権を有することになると、権利関係が複雑になり映画の著作物の市場流通が阻害されること
- に鑑み、映画製作者が著作権を取得することとした。

- 参加の約束は、明示の約束である必要はない。黙示の約束でもよい。
- 著作者人格権は、著作者が有する。ただし、公表の同意が推定され（18条2項3号）、映画宣伝のための改変は許される（20条2項4号）。
- 「映画の著作物の製作に発意と責任を有する者」が映画製作者とされる（2条1項10号）。
- 他人から提案されて映画製作の意図を有するに至った場合も「発意」に該当する。
- 29条1項の趣旨に鑑み、映画製作の意図を有する者であって、映画製作について、法律上の権利・義務が帰属する主体であって、その結果、経済的な収入・支出の主体になる者は、「映画の著作物の製作に発意と責任を有する者」と言える（マクロス事件東京高裁判決）。
- 通常は、映画製作会社が映画製作者となる。

# 映画の著作物の著作権者

## 29条2項

「専ら放送事業者が放送又は放送同時配信等のための技術的手段として製作する映画の著作物（第十五条第一項の規定の適用を受けるものを除く。）の著作権のうち次に掲げる権利は、映画製作者としての当該放送事業者に帰属する。

- 一 その著作物を放送する権利及び放送されるその著作物について、有線放送し、特定入力型自動公衆送信を行い、又は受信装置を用いて公に伝達する権利
- 二 その著作物を放送同時配信等する権利及び放送同時配信等されるその著作物を受信装置を用いて公に伝達する権利
- 三 その著作物を複製し、又はその複製物により放送事業者に頒布する権利」

- 放送事業者が、自ら、かつ放送での利用のみを想定して、製作した映画の著作物については、通常、多額の費用が投じられるものではなく、流通性を高める必要性が少ないため、映画製作者である放送事業者が取得する著作権は、放送権（自ら放送する権利）と、放送事業者に頒布する権利（系列局に放送させる権利）に限定される。
- 「専ら」は、「放送事業者が」と「放送又は放送同時配信等のための技術的手段として」の両方にかかる。
- ✓ 外部制作事業者との共同制作の場合は、「専ら」「放送事業者が」に該当しないので、29条2項は適用されず、29条1項が適用される。
- ✓ DVDに収録して販売することが予定されている場合は、「専ら」「放送又は放送同時配信等のための技術的手段として」に該当しないので、29条2項は適用されず、29条1項が適用される。
- 映画製作者である放送事業者が、当初の方針を変更して、29条2項が適用される映画をDVDに複製して公衆に販売する事業をしようとする場合には、「映画の著作物の全体的形成に創作的に寄与した者」（16条）の複製権・譲渡権の承諾が必要になる（29条1項括弧書き）。ただし、通常は、職務著作規定が適用され、放送事業者が法人著作になっていると思われる。

- ◆ 未完成の映画の著作物に29条1項は適用されるか？
- 映画が本来の予定どおりに完成していなくても、既に創作的表現がなされていれば、映画製作者は29条1項によりその時点で存在する映画の著作物の著作権を取得する（東京高裁平成5年9月9日判決（三沢市市勢映画事件））。

# 映画の著作物の権利関係

## [二次的著作物としての側面]

- 映画は、通常、既存の著作物である原作（小説、漫画等）の翻案物（二次的著作物）である。
- 原作の著作権者は、28条に基づき映画についても著作権（頒布権を含む）を有する。したがって、映画の利用を希望する者は、映画の著作権者と原作の著作権者の双方からライセンスを受ける必要がある。原作の著作権者のライセンスがなければ、映画の著作権者自身もその映画を利用（複製、頒布等）することができない。

## [結合著作物としての側面]

- 映画に映画製作とは独立して作成された背景音楽、美術品等の構成著作物を取り込まれており、映画を構成著作物から分離して利用するのが可能な場合は、映画と構成著作物とは結合著作物の関係にある。
- 構成著作物は、16条の「映画の著作物において…複製された…音楽その他の著作物」、26条2項の「映画の著作物において複製されているその著作物」に該当する。
- 映画の著作物の利用を希望する者は、映画の著作権者及び原作の著作権者に加えて、構成著作物の著作権者（26条2項により頒布権を取得する）からもライセンスを受ける必要がある。このライセンスを受けられない場合には、頒布・上映に当たって映画から構成著作物を削除又はマスキングしなければならない。

## [共同著作物としての側面]

- 共同著作物としての映画の部分（共同創作の意思が認められ、かつ映画著作物から分離して利用するのが不可能な部分）は、16条により「全体的形成に創作的に寄与した者」が著作者（著作者人格権を保有する者）とされ、29条1項により映画製作者（2条1項10号）が著作権者とされる映画著作物の一部となる。
- 映画の著作者： 「映画の著作物の全体的形成に創作的に寄与した者」（通常は、監督又はプロデューサー）（16条）。
- 映画の著作権者： 「映画製作者」＝「映画の著作物の製作に発意と責任を有する者」（通常は、映画製作会社）（29条1項、2条1項10号）。

# 映画の著作物の権利関係

## 28条（二次的著作物の利用に関する原作者の権利）

「二次的著作物の原著作物の著作者は、当該二次的著作物の利用に関し、この款に規定する権利で当該二次的著作物の著作者が有するものと同じの種類の権利を専有する。」

## 16条（映画の著作物の著作者）

「映画の著作物の著作者は、その映画の著作物において翻案され、又は複製された小説、脚本、音楽その他の著作物の著作者を除き、制作、監督、演出、撮影、美術等を担当してその映画の著作物の全体的形成に創作的に寄与した者とする。ただし、前条の規定の適用がある場合は、この限りでない。」

## 26条（頒布権）

「著作者は、その映画の著作物をその複製物により頒布する権利を専有する。」

2 著作者は、映画の著作物において複製されているその著作物を当該映画の著作物の複製物により頒布する権利を専有する。」